

総行地第67号
職需発0512第1号
3林政経第117号
令和3年5月12日

各都道府県担当部局長 殿
（「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の
推進に関する法律」担当課扱い）

総務省地域力創造グループ地域振興室長
厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
林野庁林政部経営課長

特定地域づくり事業協同組合の職員に対する林業経営体における
「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の活用について

特定地域づくり事業協同組合の職員（以下「職員」という。）が、組合員等である林業経営体の下で林業に従事する場合、職員が適切に林業に関する技能を習得することができるよう、令和3年度より、「「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領」（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知）に定めるトライアル雇用研修を活用することができることとしたのでお知らせいたします。

これに伴い、特定地域づくり事業担当部局から林務部局に対し、適切な事業実施について助言を求める場合が想定されることから、林務部局に対しても、事業計画や事業報告書を回付する等、円滑な連携協力体制の構築をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても、本通知の周知及び適切な助言をお願いいたします。